

ひとり暮らし安心プラス

【ご入居者様へ】

「お申込み手続き」について

この度は「ひとり暮らし安心プラスお申込書」をダウンロードいただき、ありがとうございます。
お申込み手続きのご説明をいたしますので、以下の手順にならってお申込みくださいますようお願い申し上げます。

- 1) 「ひとり暮らし安心プラスのご説明」と「ひとり暮らし安心プラスお申込書」をダウンロードして印刷してください（コンビニ等でも印刷できます）。
- 2) 物件を探していただいている不動産会社様に、別紙「ひとり暮らし安心プラスのご説明」をお渡しください。

その際に、ひとり暮らし安心プラスに加入すれば、お目当ての物件を借りられるかをご確認ください。

弊社にお電話（0120-174-377）いただければ、直接不動産会社様にご説明いたします。

※この時点ではまだ申込書には記入しないでください。

- 3) ご希望の物件が借りられることが分かりましたら、「ひとり暮らし安心プラスお申込書」の太枠内に必要事項をご記入、ご捺印ください。ご記入内容でお分かりにならないことがあれば、ささいなことでもご遠慮なくお電話（0120-174-377）ください。

※ご利用料金は以下の「ご利用料金表」をご参照ください。

◎ご利用料金（2年間の料金）

月額家賃	ご入居者様の年齢		
	65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上
10万円未満	16,500円	23,100円	29,700円
10万円以上	19,800円	26,400円	33,000円

（税込）

- 4) 「ひとり暮らし安心プラスお申込書」へのご記入とご捺印が済みましたら、コピーを2部お取りください。
- 5) 賃貸入居申込書と一緒に、「ひとり暮らし安心プラスお申込書」のコピー1部を不動産会社様にお渡しいただき、家主様の最終審査をお待ちください。
- 6) 無事に家主様の最終審査に通りましたら、下記までご利用料金をお振込みください。

【お振込先】

三井住友銀行 恵比寿支店 (656) 普通 9131708
株式会社ザ・ハウス

- 7) 「ひとり暮らし安心プラス申込書」の原本と家主様と交わした「賃貸契約書」のコピー1部を下記までご郵送ください。※残りのコピー1部はお手元に保管してください。

【郵送先】

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-21-2 長谷部第2ビル 7F
株式会社ザ・ハウス 「ひとり暮らし安心プラス」係

- 8) ご利用料金のお振込と書類に不備がないことが確認でき次第、サービスの開始となります。ご不明な点はささいなことでもご遠慮なく下記までご連絡ください。

【お問合せ先】

フリーダイヤル : 0120-174-377
株式会社ザ・ハウス 「ひとり暮らし安心プラス」係



「ひとり暮らし安心プラス」の
ホームページはこちらから。

【ご入居者様へ】 こちらの書面を不動産会社様にお渡しいただき、「ひとり暮らし安心プラス」のご利用を希望されていることをお伝えください。

ひとり暮らし安心プラス

【不動産会社様へ】

「ひとり暮らし安心プラス」のご説明

「ひとり暮らし安心プラス」運営会社の株式会社ザ・ハウスと申します。ご入居者様がご希望の物件にご入居できますよう、貴社のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

「ひとり暮らし安心プラス」は、単身高齢者の賃貸住宅入居に伴う諸問題を解決することによって、家主様が単身高齢者の入居を敬遠する障壁を取り除くサービスです。

なお、サービスの一部は国土交通省が2021年6月に公表した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」に準拠しています。

<サービス内容>

SMS（ショートメール）によって、ご入居者様の「定期的な安否確認」と「認知症の兆しのチェック」を行います。万一の際は、「賃貸借契約の解除」、「お部屋の家財処分」手続きを代行します。

<ご利用料金>

ご利用料金はご入居様が負担します。家主様、不動産会社様のご負担は一切ございません。

<お手続き>

家主様の入居審査時に、賃貸入居申込書と共に「ひとり暮らし安心プラス申込書」の写しをお渡しいただき、ご入居の交渉をお願い申し上げます。

<販売代理店手数料>

家主様の入居審査を通過し、すべてのお申込み手続きに不備がないことが確認できましたら、お取次ぎいただいた不動産会社様には別紙販売代理店契約書に基づき所定の販売代理店手数料をお支払いします。

【お問合せ先】

ご不明な点は、ささいなことでもご遠慮なく弊社までご連絡ください。

株式会社ザ・ハウス 「ひとり暮らし安心プラス」係

フリーダイヤル：0120-174-377



詳しくは、こちらから
HPをご覧ください。

ひとり暮らし安心プラス〈申込書〉

ザ・ハウス用

私（以下、「委任者」といいます）は、株式会社ザ・ハウス（以下、「ザ・ハウス」といいます）が提供するサービス「ひとり暮らし安心プラス」（以下、「本サービス」といいます）に申し込み、以下の規約を遵守します。

記

第1条（本契約の概要）

本サービスは、以下、届け出の賃貸住宅（以下、「当該住居」といいます）に入居する一人暮らしの委任者に対して、ザ・ハウスが安否および心の健康状態について定期的に見守りを行い、万一安否や心の健康状態に懸念のある場合は必要な対応を行います。

※入居予定または入居中の物件	
所在地	〒
物件名	部屋番号

第2条（利用料金）

本サービスの税込み利用料金は、別途定める規定により、※ 円とし、申し込みから一週間以内に指定の銀行口座に振り込むこととします。また、その際の振込手数料は委任者が負担します。

- 前項の料金は第3条に定めるサービス提供全期間の利用料金であり、その他の月額料金等は一切かかりません。
- 本サービスの利用料金は、いかなる場合でも返還いたしません。

第3条（本サービスの提供期間）

- 本サービスの提供開始日は、当該住居の賃貸借契約の契約日が更新日、または利用料金の入金を含む本サービスの申し込み手続きが完了した日のいずれか遅い方とします。
- 本サービスの提供終了日は、当該住居の賃貸借契約の期間満了日とします。
- 委任者が当該住居の賃貸借契約を更新する場合は、所定の手続きによって本サービスも更新することができます。
- 委任者が転居のために当該住居の賃貸借契約を中途解約した場合は、サービス提供期間中であっても本サービスは終了します。
- 本サービスの提供期間中に委任者が死亡し、第5条の事務が完了した場合には本サービスは終了します。

第4条（見守りサービス）

- 委任者が65才未満の場合は7日間に一回、65才以上75才未満の場合は5日間に一回、75才以上の場合は3日間に一回の頻度で携帯電話のショートメール等の電子手段によって安否を問合せ、安否が確認できない場合は電話にて再度安否を問合せ、それでも安否が確認できない場合は緊急連絡先または管理会社に速やかに連絡するものとします。さらに緊急連絡先または管理会社と連絡が取れない場合は、警察に連絡するものとします。
- 前項とは別に、委任者が65才以上の場合は3か月間に一回の頻度で携帯電話のショートメール等の電子手段によって心の健康状態を問合せ、ザ・ハウスが心の健康に懸念があると判断した場合、または家主等から問題行動の報告があった場合は緊急連絡先に速やかに連絡し、それでも問題が解決しない場合は地域の公的な支援機関に連絡するものとします。
- 前項において、公的な支援機関が委任者に対する見守りを引き継いだ場合、本サービスは終了します。
- 委任者は第1項および第2項のザ・ハウスからの問合せに対し、安否に問題がない場合は速やかに携帯電話から所定の操作を行って応答しなければなりません。特段の理由なく、応答しない回が10回を超えた場合は本サービスを終了します。**
- 入院や旅行等で、見守りサービスを一時的に停止する場合は、委任者は速やかにザ・ハウスにその旨を通知します。サービスの再開についても同様とします。なお、90日以上連絡が途絶した場合は、本サービスは終了します。**

※お申し込みには、ご利用料金と、ショートメールおよびデータ通信が利用可能な携帯電話をご準備ください。

申込日から1週間以内に銀行またはコンビニから以下の口座までお振込みください。

ご利用料金のお振込み先 ▶ **三井住友銀行 恵比寿支店 (656) 普通 9131708 株式会社ザ・ハウス**

第5条（委任者の死亡時）

- 委任者が本サービス期間中に死亡した場合について、委任者はザ・ハウスに以下の事務を委任します。
 - 当該住居の賃貸借契約を、ザ・ハウスと賃貸人との合意により解除する事務
 - 第6条に定める当該住居の残置物の処理に関する事務
- 委任者が本申込書で届け出た推定相続人（以下、「推定相続人」といいます）がザ・ハウスに代わって第1項の事務を行う意思表示をした場合は、当該推定相続人に当該事務を引き継ぎ、本サービスは終了します。
- ザ・ハウスは、法的効力のある委任者の遺言状の内容が第1項の受託事務と反する場合、または相続人が第1項の受託事務の履行に異議を示した場合は、当該事務を履行せずに本サービスを終了します。

第6条（残置物の処理）

- 推定相続人に対し、ザ・ハウスは当該住居の残置物の引き取りを依頼し、その際に推定相続人からの依頼があった場合は、ゴミ、可燃物、危険物、食料品、生物を除いた残置物を当該推定相続人の費用負担にて、ザ・ハウスの選択する方法により当該推定相続人に送付します。推定相続人全員が受取りを拒否した場合や、連絡をとることが不可能な場合、ザ・ハウスは委任者の死亡から3か月が経過した後に残置物を売却または廃棄できるものとします。なお、残置物とは当該住居内に残存する物をいい、ザ・ハウスは自動車や自動二輪車等には一切関与いたしません。
- 残置物を推定相続人が引き取るまでの期間、またはザ・ハウスが送付するまでの期間、またはザ・ハウスが売却または廃棄するまでの期間は法律に基づいて引き続き当該住居の賃借料等が発生し、賃貸人が相続人に当該賃借料等を請求します。
- ザ・ハウスは、第1項の送付、売却もしくは廃棄のために残置物を当該住居から搬出する場合は、第三者（賃貸人、当該住居の管理会社・仲介業者等を含む）の立会いの下、残置物の状況を確認・記録しなければならないものとします。
- ザ・ハウスは、残置物の売却金や当該住居内に金銭があったときは残置物の処理に掛かった費用を差し引き、残高が0円未満の場合は推定相続人に請求し、1円以上の場合は東京法務局に供託するものとします。

第7条（管轄）

本サービスに関して、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

規約をよくご確認の上、太枠内の※の全ての項目にご記入ください。

※申込日	西暦	年	月	日
※委任者	お名前	(ふりがな)		
		(印)		
	生年月日	西暦	年	月
	TEL		携帯番号	
※緊急連絡先	お名前		続柄	
	TEL		携帯番号	
※推定相続人① (存命中のお子様等)	お名前		TEL	
	ご住所		続柄	
推定相続人② (存命中のお子様等)	お名前		TEL	
	ご住所		続柄	
推定相続人③ (存命中のお子様等)	お名前		TEL	
	ご住所		続柄	
代理店名				

代理店様へ

郵送先

①本申込書の1枚目、②賃貸借契約書のコピーを以下までご郵送ください。
また、本申込書の2枚目を委任者様に、3枚目を家主様にお渡しください。

〒150-0012 東京都渋谷区広尾5-21-2 長谷部第2ビル7F

株式会社ザ・ハウス ひとり暮らし安心プラス係 ☎ 0120-174-377 (10:00~19:00[休休日 水曜日])